

## 令和4年度前期技能検定 受検手数料

全ての職種、作業共に次の金額です。

2, 3級受検者で、「25歳未満の在職者」及び「25歳未満の在校生」については、実技試験手数料が9,000円減額され、以下の金額になります。

(なお、減免措置は、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除きます。)

受検する級		実技・学科 両方受検	実技試験 のみ受検	学科試験 のみ受検	
特級 1級 単一等級		21,300円	18,200円	3,100円	
2級	25歳以上	21,300円	18,200円	3,100円	
	25歳未満 ※1	在職者 ※2	12,300円	9,200円	3,100円
		在校生 ※3	12,300円	9,200円	3,100円
		その他	21,300円	18,200円	3,100円
3級	25歳以上	在校生 ※3	15,200円	12,100円	3,100円
		在職者 その他	21,300円	18,200円	3,100円
	25歳未満 ※1	在職者 ※2	12,300円	9,200円	3,100円
		在校生 ※3	6,200円	3,100円	3,100円
		その他	21,300円	18,200円	3,100円

※1 25歳未満の者（令和4年4月1日）において25歳に達していない者）

※2 25歳未満の在職者の方で、受検手数料の減免を受ける場合は、在職を証明する書類の提出が必要です。

※3 在校生は次のとおりです。

- ①公共職業能力開発施設において職業訓練を受けている者（短期職業訓練の者を除く）
- ②職業訓練施設において認定職業訓練を受けている者（短期訓練課程及び現に雇用されている者を除く）
- ③職業能力開発総合大学校に在学する者
- ④高等学校又は中等教育学校の後期課程の在校生
- ⑤専修学校又は各種学校の在校生
- ⑥短期大学又は大学の在校生

## 《2・3級を受検する25歳未満の在職者の方》

受検手数料の減免を受けるためには、在職を証明する書類が必要です。

下記、1～3のいずれかの書類をご提出ください。

※提出がない場合、受検申請はできますが、受検手数料の減免を受けることができません。

1. **雇用保険被保険者証がある場合は**、雇用保険被保険者証のコピーを受検申請書に貼付けて、ご提出ください。
2. **健康保険証に事業所名称の記載がある場合は**、健康保険証のコピーを受検申請書に貼付けて、ご提出ください。

《例》

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00000
	記号00000000	平成〇〇年〇〇月〇〇交付 番号00
氏名	〇〇 〇〇	
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	性別〇
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事業所名称	株式会社〇〇〇	こちらに事業所名称の記載 があるかご確認ください。
保険者番号		
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	

### 3. **健康保険証に事業所名称の記載がない場合**

氏名・生年月日が確認できる書類（運転免許証等のコピー）に加え、在職証明書又は給与明細のコピーのいずれか1部の提出が必要です。

【本人確認ができる書類】

- ・ 運転免許証のコピー
- ・ 健康保険証のコピー
- ・ 個人番号カードのコピー

等いずれか1部を申請書に貼付け

【在職が確認できる書類】

- ・ 在職証明書
- ・ 給与明細のコピー

いずれか1部を提出

※ご不明な場合は、大分県職業能力開発協会へお問合せ下さい。